

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成31年3月11日 開会 9時57分 閉会 11時38分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

西村 慎次郎	宮地 俊則	妹尾 文彦	山下 憲雄
西田 久志	三輪 順治	佐藤 豊	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 惣台 己吉

(2) 説明員

副市長	猪原 慎太郎	総務部長	渡邊 聡司
総務部次長	佐藤 和也	総務部検査参与	谷 昌彦
会計管理者	山下 浩道	秘書広報課長	藤原 雅彦
監査委員事務局長	山本 高史	財政課長	和田 広志
企画課長	西村 直樹	税務課長	竹井 博範
芳井支所長	岡田 光雄	美星支所長	川上 邦和
総務課長補佐	片井 啓介	財政課主幹	伊藤 圭史
教育長	片山 正樹	教育次長	北村 容子
学校教育課長	今井 浩	生涯学習課長	三宅 誠
文化課長	谷本 充浩	スポーツ課長	一安 直人
生涯学習課参事	綾 仁一哉	学校教育課参事	平木 康晴
学校給食センター所長	岡崎 智嘉司	市立高校事務長	毛利 恵子
教育総務課長補佐	津組 勇一郎		

(3) 事務局職員

事務局長 川田純士 事務局次長 藤原靖和
主 査 柳本兼志

6. 傍聴者

- (1) 議員 柳原英子、三宅文雄、上野安是、森本典夫
- (2) 一般 1名
- (3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（西村慎次郎君） 皆さんおはようございます。

少し時間が早いようですが、皆さんおそろいでありますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

本日は3月11日ということで、3・11東日本大震災発生から8年が経過したということになります。犠牲になられました皆様方のご冥福を心からお祈りをいたしますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている皆様方に、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

本市におきましても、昨年の7月豪雨におきまして、過去に経験したことのないような大きな被害が発生しております。一日も早い復旧、復興に全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

1週間前の日曜日、3月3日でございますが、全国健康マラソン井原大会を開催いたしました。このマラソン大会におきましても、7月豪雨によりましてスタート、ゴール地点であります陸上競技場が使えないということで、スタート、ゴールを運動公園野球場へ変更いたしました。さらにはハーフマラソン、これ結構井原の売りだったんですけども、ハーフマラソンの部におきましては、木之子町地内の井原北川2号線が全面通行止めといったことで、ハーフマラソンの部を取りやめまして、10キロの部へ変更ということで開催いたしましたところ、前年と比べまして約340人の方の参加が少なかったということになりました。これにおきましても、災害の復旧の工事をしっかりと計画どおり進めていきまして、来年こそは、ことし井原のハーフマラソンを走れなかった皆さんに帰ってきていただいて、井原自慢の日本陸連公認コースをぜひ走っていただきたいという思いを強くしたところでござ

います。

そのような中、本日は総務文教委員会を開催いただきまして、委員の皆さん方には何かとご多用の中、お繰り合わせご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。この委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が2件、財産の処分について、それから所管事務調査の調査事項が1件ということでございます。皆様方には何とぞ慎重にご審議をいただきまして、なおかつ適切にご決定をお願いしたいと思います。

お手元に本定例会の報告事項をお配りしております。後ほどお目通しのほう、よろしくお願ひ申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第22号 井原市事務分掌条例の一部を改正する条例について〉

委員（妹尾文彦君） 防災に関することを、市民生活部から総務部に移すということなんですけど、恐らく去年の7月豪雨を受けてのことだとは思いますが。その経緯といいますか、どういう経緯あるいはどういう不都合があったから、こういうことになったのかというのを教えていただけますでしょうか。

総務部次長（佐藤和也君） このたびの事務分掌条例の改正でございますけども、去年の災害につきまして災害対策本部の対応状況でありますとか、それから市民への対応、そういったことも検証いたしまして、より機動的に災害対策本部が対応できること、それから市民への対応につきましても関係する部門が連携しながらスピーディーに行う、そういったあたりを検証いたしまして、市民生活部の分掌事務の防災に関することを総務部に移管いたしまして、総務部が職員の配置、それから情報の伝達、そういったあたりをこれまで以上に機動的に対応できるよう、また市民生活部におきましては、住民対応に傾注できるように事務分掌を見直すこととしたものでございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） 本会議で基本的なことを聞かせていただきまして、先ほどの妹尾委員のご質問と若干ダブっておった回答が得られまして、去年の検証をもとに教訓として見直すということではありますが、そもそも防災に関することという、防災の定義なんですけど、災いを防ぐという日本語、防災概念で、私も事務分掌あるいは分掌の個々のことは見ておりませんが、例えば一般的な天災、今おっしゃったように水害に加えて地震であるとか身近な天災、加えて、例えば有事の際の関係、化学兵器であるとか、国民保護関連とか、防災の概念

として、災いはどこまで含まれて運用されておるのか。課の名前も分掌もまだわかりませんが、ここで市民課のをそのまますっと移すのか、それとも強化して移されるのか。

先ほどのお話では、余り強化する面がないようにお聞きしたんですが、何か新たな視点でそういうものがあるんでしょうか。もしあれば単に組織的なもの、災害対策基本上の体制を含め、市民への情報提供とか、これはこれでいいと思うんですが、何か幅を越えて機動的に行える日ごろの管理、県とのやりとり、他市町村とのやりとりを含め、ちょっと広域的な対応を含めて災いの定義を教えてくださいませんか、行政上の。

総務部次長（佐藤和也君） 防災の定義ということでございますけども、現在、市民生活部の危機管理係が具体的には対応しております。具体的に申しますと危機管理のこと、それから国民の保護のための措置に関する法律、国民保護に関すること、それから防災、防犯、それから消防団の事務、消防水利、そういったあたりを幅広く対応しておるところでございます。このたびの事務分掌条例の改正に伴いまして、こういったあたりを総務部に移行するというふうに考えております。

より内容的に強化する部分があるかと思っておりますが、今その詳細は検討しているところでございます。

委員（三輪順治君） 検討中のことであるかと思いますが、危機管理という危機というのは誰に対する危機でしょうか。今の市民生活部にある危機管理であれば、通常想定されておる行政上の危機管理、総務部に危機管理が置かれておる意味と、市民生活部に置かれておる意味というのは非常に違うと思う。重みといいますか、その行政的な位置づけが。総務部にあえて置かれた危機管理という定義をどういうふうにするかによって、多分職員陣容とか、研修のあり方とか、かわりがずっと変わってくると思うんですが。もし今お話しできることがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

総務部次長（佐藤和也君） 総務部に危機管理を持つてくるということで、対市民ばかりじゃなくて内部的なもの、例えば災害時のことを申しますと、庁舎機能の維持でありますとか職員の配置、それから情報伝達手段の確保といったような内部的なものも含まれてまいると思っております。そういった部分につきましても、より機動的、柔軟に対応できるように、詳細は今検討しておるところでございます。

委員（三輪順治君） ありがたいことだと思います。よろしく願います。

なお、危機管理監というのが今井原市に管理監1名、それから管理監補佐というんですか、名前ちょっとわかりませんが、補佐されている部長級がお二人いらっしゃるというふうに理解してんですが、その関係もこの見直しにかかわって見直される予定なんですか。今の配置事情をお願いします。

総務部次長（佐藤和也君） 危機管理監の配置につきましても、あわせて今検討をしているところでございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） わかりました。

少し時間がかかりましたけれども、防災の関係、総務部にきちっと位置づけられ、そして関係機関、消防、警察、気象庁あるいは国、県、それから自衛隊を含めて機動的な、一体的な指揮命令のもとで行われるように、これでやっとなるなど。ぜひ4月以降十分な研修、研さんをされ、体制面の強化をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

委員（妹尾文彦君） 済いません。今、三輪委員さんの話を聞いてて、ちょっと思ったんですけれども。今、防災に関することというのが総務部のほうに移るということなんですけど、災害が起こったときの防災ですけど、減災とか、あと災害が起こった後の復旧に関してここに含まれるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

総務部次長（佐藤和也君） 災害時の復旧でありますとか、減災につきましては、これ例えば公共施設のハード面をとりますと、所管しております部署でありますとか、現状でいいますと都市建設課、農林課が所管をしております。そういった部門と総務部との連携によって進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第23号 井原市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（三輪順治君） 今回の勤務時間、本会議でご説明ありましたように、月の上限、年の上限、月で45時間でしたか、年で306時間、特別の場合は月で100時間、それから

年で702時間。一般職員にかかわったことですが、病院職員とか特に医師とか、特別な立場にある方に対しても適用があるのでしょうか。それとも公営会計事業にあるから関係ないとか、ちょっとそこら教えてください。

総務部次長（佐藤和也君） 病院につきましても、このたびの改正と同様に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（三輪順治君） ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですが。勤務時間は現在、私の理解は月曜日から金曜まで8時半から、休憩挟んで、とり方いろいろあるでしょうけど、17時15分までと理解してますが、それでよろしいですか。それで計算すると、週の勤務時間は何時間でしょうか。確認の意味で教えてください。

総務部次長（佐藤和也君） 1週間の勤務時間でございますけども、38時間と25分でございます。

委員（三輪順治君） 勤務時間帯。

総務部次長（佐藤和也君） 時間帯は、朝8時30分から17時15分まででございます。なお、昼休憩といたしまして、12時から1時間の休憩がございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） そうした中で、どうしても想定された業務をこなさないけん場合は、所属長において時間外命令が発せられるわけですがけれども、その上限が月に45時間ということでございますが、現状の職員の時間外の実績というのがわかれば教えていただきたい。

その月に45時間を超えるような職場、想定はできるんですが、今の病院の関係も適用されるということであれば、お医者さんなんかはとつてもじゃないけど、これまあはまらん思うんです、一般論として。

とりあえずは時間外45時間で、現在36協定をされておると思いますが、36協定もつかなくても、要するに今までの多分これより多い時間だと思います。今回45時間になれば当然労働基準監督署に届けられると思うんですけども、その45時間の拡大された中で、現状の職員が1人当たりの時間外実績、それもピークというか格差があると思いますが、高いところで、例えば予定されるのが財政とか、臨時的な分野でありますけども、どことは言いませんけれど、平均的な時間外数と、超過されておる時間数、ちょっとデータが手元にあれば教えてください。

総務部次長（佐藤和也君） 市長部局のデータを持っておりますので、市長部局の状況で申し上げます。

平成29年度で、時間外の平均が年間で108時間となっております。それから、業務的に、平成29年度で申しますと多いのが選挙事務の担当者が、この年に市議選と衆議院選があったということで多くなっておりますほか、あと市長車の運転業務の者がそれに次いでおります。

それから、月ごとに申しますと、財政課の職員が11月に多いと、それから先ほど申しました選挙担当の者につきましては選挙の月、平成29年度で言いますと、4月と10月に選挙がございまして、その月が多かったというような状況でございます。

委員（三輪順治君） 大体、年間を通して、通常業務であれば財政課のほうは予算編成を含めてその時期でしょう、選挙はその年とか。想定できるものは多分してあると思いますが、この45時間で、今度は36協定で罰則がひよっとつくかもわかりませんが、職場との協定をやり直して、例えば財政課であると、どうしても年間360時間を超えざるを得ん場合もありますので、特別な場合というのが運用で見えないんですが、職員の健康管理ということを中心に考えながら、限られた職員の中で知恵を使いながらやっていただきゃええんですが。時間数を働き方改革で絞っていくというのは、こりゃもう今日的なあり方とすりゃ当然のことであっていいと思います。特に正規の方には当然そうでありますし、私とすれば、例えば嘱託の職員、分野を限ってお願いされとる職員もそうでしょうし、それから臨時の方はそういうことは余りないんでしょうけども、1人あるいは特定の部署に偏るところは否めないところはありますけれども、平準化して、応援を頼むなり、あるいは嘱託職員の常勤職員化であるとか、いろんな意味を込めて働き方改革の趣旨に沿った、法律の改正の趣旨に沿った運用を行っていただきたいと、このように思うわけでございます。よろしく願います。

以上です。

委員（山下憲雄君） ちょっと教えていただきたいんですけども、この条例を議決するというので、今いろいろとやりとりをしているわけですけども、そもそも市のユニオンというんですか、組合的なものがあるんでしょうか。それはもうさきにいろいろと根回しされて、一応お互いに承諾されているということになっているんでしょうか、伺います。

総務部次長（佐藤和也君） 市の職員の中に、職員組合という組織がございまして。このたびの条例改正でございまして、このたびは国が取り組んでおります働き方改革、この推進のために総務省から要請がございまして、職員の勤務時間等の事項を定めますこの条例に、時間外勤務等に関することを明文化したものでございまして、これ自体は勤務条件の具体的な変更ではございませんので、職員組合との交渉はいたしておりません。

以上でございます。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。

委員（佐藤 豊君） 時間外について、単純な質問をさせていただきますけれども、職員に対しての手当というのは、どういうふうな体制になっておられるのでしょうか。

総務部次長（佐藤和也君） 時間外勤務手当のことでございますけれども、基本的には職員の時間外勤務手当につきまして、給料の5%を基本的なものとしております。これに、例えば選挙事務でありますとか、予算編成事務、そういったものにつきまして加算をしておるといった状況でございます。

以上でございます。

委員（佐藤 豊君） 給料の5%ということの意味合いはどういうふうに、単純に給料が30万円として5%、1万5,000円つくというようなことなんでしょうか。

総務部次長（佐藤和也君） 現行は5%となっておりますけれども、これはもともとは教職員に支払われております時間外勤務手当の割合をもとに考えております。そうした中で、現状の勤務の状況を考慮して、今現状は5%という水準になっております。

総務部長（渡邊聡司君） 今、次長が申しておりますのは、5%というのは時間外勤務手当の予算額の総額を示したものでございます。時間外勤務に伴います手当の支給と申しますのは、職員それぞれ給料が違いますから、1時間当たりの勤務時間に対する単価というものを乗じまして、実際に働いた時間掛ける、その単価を掛けて支払いをしているというのが実態でございまして、予算の総額が給料額の5%を目安として予算計上しており、なおかつ予算査定に係るものであるとか、あるいは選挙については別途予算化をしているという説明でございましたので、あくまでも個人の1時間当たりの単価を計算して、それに勤務時間を掛けてから支給しているというものでございます。

委員（佐藤 豊君） それが加えられるということの最終的な、勤務外の手当を支給するという最終的な決裁というのは、直属の課長、直属の部長が、もうこれは時間外ですよという形できちっと指示してからの形になるのでしょうか。

総務部次長（佐藤和也君） 時間外勤務手当につきましては、係長以下の職員に支給をしております。課長補佐級から上の職員につきましては、管理職手当の支給となっております。対象者につきましては各課の課長が最終的な決裁をしておるといった状況でございます。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（三輪順治君） ちょっと関連して、週休日の振替という制度が今ありますね。土日とか休日、それから祭日に勤務された場合に、例えば1日使う場合もあれば、半日使う場合や時間的に使う場合もあるでしょう。その場合時間外でいくのか、振替をしてもらうのかというのは、それぞれの所属長において判断されとるかと思うんですが、やはり健康管理上の

観点からいえば、お金にかえることも必要なんですが、体を休めてもらうということも必要だし、そこらのところはうまく運用されてると思うんですが。実際トータルの振替であるとか、あるいは時間外払ったというところなんか、例えばパートナーシップを例にとれば、大体地元が呼ぶのは土日とか、夜間が多いんです。井原市の場合は、報償費を7,000円払われとるということだから、この件はまあ余り言いませんが。本来ですと時間外もしくは振替、半日かかればやるんですが、運用上の課題とか実態で、例えば今の予算枠を超えるようなことがあれば、課長が所管しとる職員数がありますね、人件費がありますから、その5%超えそうだとか、あるいは調整できない場合は振替であるとか、本人の希望をお聞きになるのか。そこらの運用は、こりゃもう執行に関することですからいいんですが、要は健康を害さないように配慮していただきよう工夫点をちょっとお聞かせ願いたい。

総務部次長（佐藤和也君） 土日の時間外勤務の場合の振替等でございますけども。まず、振替につきましては、4時間または8時間の勤務の場合に振りかえるということになっておまして、2時間とか3時間とかという時間の勤務の場合は、基本的に時間外勤務手当を支給することとなっております。その上で、職員の健康面を考慮の対応でございますけども、できるだけ振替でいくということを基本的に考えております。しかしながら、業務の都合で振替をするという週に事務が多いという場合には、やむなく時間外の対応ということもございまして、基本的には1週間に最低2日の休みをとれるように配慮しておるところでございます。

もう一点、先ほど1週間の勤務時間を、私が38時間25分と申しました。38時間45分の誤りでございます。訂正させていただきます。

委員（三輪順治君） 38時間45分だったら、年間総勤務労働時間数は何時間でしょう。出ます。

委員長（西村慎次郎君） 質問の意図をお願いします。

委員（三輪順治君） 働き方改革に関する考え方は非常に、我々委員を含めて考え方で囑託の方もあれば臨時の方もいらっしゃるし、大きな変革を今回この4月1日から適用になるということになれば、現状を正しく理解し、その法の趣旨に、当然範囲の中でやるんですが、もし守れないようなら、私は当然職員をふやさないとはいけん、こういう時代でも必要な部署には、当然のことなんです。だから、まず現状を正しく把握する意味でそういったものを聞きようんで、その中で現在、大体年間平均108時間か、時間外が平成29年度はあったと、それ選挙の年であったんで多少ふえとるかわかりませんが。通常の勤務時間があって、私たちはその中でお仕事をお願いしたり、仕事をしてもらったりしようんだけど、それを全体的に把握することは、すなわち井原地方の中小企業の方を含めて皆さんとも関連す

るので、井原市の職員の働きぐあいというのを知るということは、これはすなわち中小企業の方々にも、逆にそういった状況をお伝えし、人事院勧告に従って準じてやっておるといふ現状はわかるんですが、そういうところを明らかにされたほうが、いろんな意味でこれから地域が一体となって元気な町を目指すということであれば、変な思惑もなければ、きちっとした形で進めたほうがええと、こういう意味で言いよるんで、おわかりになれば教えてください、年間総労働時間数。

総務部次長（佐藤和也君） 年間の総労働時間数でございますけども、ざっと2,000時間弱になろうかと思えます。

委員（三輪順治君） わかりました。ありがとうございました。

正規の方については、ここに書いているように、職員の中にどこまで入るのかちょっと法律の定義はわかりませんが、今井原市でも職員の数は、行革大綱でいろんな縛りがあります。しかしながら、法律がふえれば仕事がふえてきまして、もう本当につらい経営をせざるを得ん場合があります、あるいは専門的な分野もありますけれども、ひとつ言いたいの、時間外の時間数が設定された、そして恐らく年休の消化も今度は義務づけられたと思えます、これ、ないですけど。運用上、今回の改正法によって人事管理に関することはもっと幅が広いと思えますので、ひとつその点を踏まえて運用をきちっとやっていただいて、特に職員の健康管理、最近いろんな問題がありますけれども、病気の問題もありますけれども、十分に気をつけて運用していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第34号 財産の処分について〉

委員（三輪順治君） 参考までにお聞きするんですが、処分価格の2,942万7,495円は、財産処分の対象土地であります5万8,852平米に対する対価金だと思いますが、割れば1平米当たり、ちょっと割ってないですが、幾らになるのかということと、それ

から、この金額はそもそもどっから出てきたんでしょうか。本会議でおっしゃったかもわかりませんが、ちょっと委員会のほうでもお示しをください。

財政課長（和田広志君） まず、処分単価でございます。これにつきましては、井原市の公共事業用地買収単価算定基準なるものがございまして、山林単価の上限、平米500円で積算しております。

それから、先ほど委員さんおっしゃられたように、処分する財産の表示はあくまでも登記面積を書いておりまして、契約に当たっては実数の面積で、この面積実は2.99平米多ゆうございます。500円を掛けますならば1,495円多くなるものでございます。処分金額については、先ほど言いました2.99平米多い実際の面積で契約をしてお金をいただくところでございます。

以上でございます。

委員（三輪順治君） この財産処分はそれでいいんですが、この別の案件は別の議会で聞かにゃいけん案件ありますので、今の考え方を参考にさせていただきます。ありがとうございました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（西村慎次郎君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（西村慎次郎君） 本日の所管事務調査事項は、指定管理者制度活用の現状と今後の展望についてであります。

このほかに、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

〈指定管理者制度活用の現状と今後の展望について〉

委員（妹尾文彦君） 濟いません。全部で23施設あるんですけども、この施設の中で、納付金というのがある施設というのは、幾らかもうかったというか、お金を市に入れるというのがあるような施設は何かございますか。市のほうへ支払うお金が。

委員長（西村慎次郎君） 指定管理者から。

委員（妹尾文彦君） 指定管理者から、はい。

総務部次長（佐藤和也君） 収益が上がった際に、市のほうへ納付するという施設でございますけども、一番上の芳井健康増進福祉施設ASUWAでございます。

以上でございます。

委員（妹尾文彦君） ASUWAの金額というのはどれぐらいになるのでしょうか。その納付金の、濟いません。

芳井支所長（岡田光雄君） 平成29年度におきまして、成果配分として20万7,800円を納付いただいております。

委員（妹尾文彦君） 濟いません。そしたら、インセンティブの付与ってわかりますかね。指定管理を受けるに当たって、市のほうで善処してあげているとこといいますか、そういうのをしている施設というのはどのようなところがありますか。

濟いません、ちょっと説明が難しいんですけど。7つぐらい、ちょっと私が調べたところインセンティブというのがありまして、利用料金制度を導入している施設とか、業績連動の指定管理料の支払いをしているところとか、報奨金制度がある施設とか、自主事業実施条件の緩和をしている施設とか、指定管理者の継続または取り消しを行っている施設とかというのは何か、あと3つぐらいあるんですけど、何かございますでしょうか。

委員長（西村慎次郎君） どっからどこに対するインセンティブ。

委員（妹尾文彦君） 業者が指定管理を受けるに当たって市から、例えば修繕費でいうと幾らまでは市が見ますとか、幾ら以上は市が見ますとか、そういう。

委員長（西村慎次郎君） 指定管理するときの契約条件上で。

委員（妹尾文彦君） はい、聞き方が難しいんですけど。メリットというんですかね。

委員長（西村慎次郎君） 単純に指定管理の委託契約以外で、何か条件をつけて指定管理しているかということか。

委員（妹尾文彦君） そういうことですね、はい。

委員長（西村慎次郎君） 先ほどの修繕費とか、ASUWAとか。

委員（妹尾文彦君） 済いません。今のわかりますか。

委員（山下憲雄君） わからない。

委員（妹尾文彦君） わかりました。じゃあ……。

総務部長（渡邊聡司君） 基本的にインセンティブというものは、概念はございません。

今現在、施設において指定管理者は、従前市が使用料として歳入していったものを指定管理者、受託者が利用料収入として受け取っております。そういったことで、お客さんが、利用者が多ければそういった利用料が増加するというので、そういった面では広い意味でのインセンティブは、そこに働いてくるかというふうに考えております。

以上でございます。

委員（妹尾文彦君） 済いません、続けていいですか。

ありがとうございました。

ちょっとそのほかで聞きたいんですけど。更新をするときなんですが、倉敷市とかは指定管理者制度の推進方針というのがあって、更新制の何かいろいろ決まり事があったりするんですけど、井原市には何かそういう基準というようなものがあるんでしょうか。そういう方針ですね、方針。

総務部次長（佐藤和也君） 本市におきましては、条例に基づきまして指定管理者の選定をしております。妹尾委員さん言われましたような、倉敷市のような基準というものは設けておりません。

以上でございます。

委員（妹尾文彦君） ありがとうございました。

以上です。

委員（山下憲雄君） ちょっとお聞きいたします。要するに、先ほど一番最初にご説明いただきましたように、民間のノウハウを活用して、より市民サービスの向上、質の向上等を図るために外部、そういうふうに指定管理者制度がありますということで、指定管理者にいろいろお願いをされて、当然ながらさまざまな施設がありますけども、運用コストというのがかかり、それに対して利用される人たちの、要するに運営コストとその収支状況というんですか、それは管理者が運営していく中で、より効率的に運用していると思います。その成果が当然上がるわけですけども、その成果を市のほうで、その状況を逐一年間なり、シー

ズンなり捉まえていかれる確認方法はどのようにされてますか。まず、お聞きいたします。

質問がわかりましたか。要するに、かかった経費と成果をどのように収支状況確認されて、その利用状況、お客さんがようけ入っているとか、もうこれ全然だめだとか、より効果が上がったとか、いろんな成果が出てくると思う。その辺をどういうふうの確認されて、業者と対応されてるかということです。

総務部次長（佐藤和也君） それぞれの施設の各所管部署におきまして年度の事業実績でありますとか、収支実績を提出をさせております。それをもとに委託先と所管の部署とで協議を行いまして、次年度に向けてどういった、例えば施設管理で修繕が必要であるとか、また場合によっては指定管理料がどうかといったことを協議をしておるという状況でございます。

以上でございます。

委員（山下憲雄君） その窓口は総務部でなさっておられるのでしょうか。所管とか。

総務部次長（佐藤和也君） 窓口につきましてはそれぞれの所管部署が対応しております、この表にあります右のそれぞれの部署が対応しておるところでございます。

委員（山下憲雄君） それで、それぞれの部署が所管されて、例えば市民の利用率が非常に悪いとか、いろんな支障があったりしてそのまま放置されているとかというような状況出ましたと、結果。それに対しては、その所管部署が判断されて、業者をあるいは契約以前にどうだとか、あるいは指導に入るとかというのを判断されるのも、その所管部署の長でしょうか。

総務部次長（佐藤和也君） 今、山下委員が言われたとおりでございます。

委員（山下憲雄君） 今までに利用率が非常に悪くて、いろいろと指導があったりした業者の方というのがおられて、それに対して契約を云々というところまでいったようなこともありましたでしょうか。

総務部次長（佐藤和也君） 利用者が少ない等のことで、また委託先が管理が不十分といったようなことで契約を取り消したというような事例はございません。

以上でございます。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。

委員（三輪順治君） 二、三点、ちょっと確認の意味で、文章で今回議長を通して市長あてに所管事務でお願いした中で、質疑事項の2番についてお答えいただけていないので、2点目、ポツ点の2、文教施設における導入の展望についてお答えにならないければ、その旨をおっしゃってください。

あとASUWAの件で確認したいんじゃけど、先週の本会議で監査委員からの監査報告が

ありましたときに、黒字の部分が2,000万円程度あったと思うんです。先ほどおっしゃいました平成29年度の井原市に納付していただいた額が20万7,000円余り、それからあと、このたび7月の災害のときに利用者に対する停止期間における利用料の日払いというんですか、これが恐らく結構な額になつとと思います。

先ほどのASUWAに関しては、どういう基本協定の書きようになつとるかわかりませんが、もし2,000万円黒字があるとすれば20万円の納付金というのは、パーセントにしたらもう本当わずかですね。ちょっとそこだけは、公開できないのなら言うてください、監査委員の報告にある2,000万円が正しいと思いますが、2,000万円の収支の差がコナミの次のエネルギーになるわけで、これは否定するつもりは全くありません。しかし、基本協定でどううたわれておるから20万7,800万円が納入されたのか、それをちょっと明らかにしてください。

それから、最近、成果連動型民間委託契約というのができてきょうります。それは、先ほど妹尾委員がおっしゃったインセンティブにもかかわることで、例えばある施設を指定管理でそういう契約した場合に、公の施設をうまく利用して、地域の方々や関連の方々を含めて交流人口がふえるんでしょうけど、もうけたらもうけた分、どうぞとってくださいと、利益として上げてくださいと。しかしながら、そうは言うてもというようなことで、成果型というのが最近どうも契約方式で、指定管理と違う方式がはやってきょうりますが。もしそういうふうな新しい流れ、水道部の改正はちょっと極端なんで、あれは言いませんが、そういう指定管理以外の制度も国のほうで動いとるやに聞いてます。当然、2018年の成長戦略にも書いてございます。だから、そういう面で恐らく検討されとると思いますが、もしされとるのであれば、そういう検討もしていきたいということであれば、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、3点お願いします。

委員長（西村慎次郎君） まず、所管事務調査の質疑事項に上げている2点目の回答はできませんでしょうか。

教育次長（北村容子君） それぞれの施設で申し上げるということによろしいでしょうか。

委員（三輪順治君） 結構です。

文化課長（谷本充浩君） 美術館における指定管理者制度の導入についてです。

美術館についてですけれども、田中美術館の作品については貴重な本市の財産であります。それを適切に管理するということ、また文化拠点としての機能維持などを考慮すると、現時点での指定管理者制度の導入は考えておりません。

以上です。

総務部次長（佐藤和也君）　　続きまして、市民会館の制度の導入につきましてご説明を申し上げます。

市民会館は、現在直営で管理運営をしております。施設の管理の状況を申し上げますと、経費面で申し上げますと、平成30年度の歳出予算額が2,968万4,000円の予算となっております。この経費で一番大きいものは光熱水費、次いで文化事業の委託料、それから職員の賃金、舞台運営業務の委託、保守点検等の委託となっております。このうち、光熱水費につきましては、貸し館が主な業務であるということ、また舞台運営業務委託などにつきましては、法令に基づくものや委託先が専門業者に限られておるといったようなことから、これ以上の経費削減というのは難しいものというふうに考えております。

一方、収入面では、平成30年度の予算を見ますと、歳入予算は使用料として380万円でございます。市内の団体、企業等の利用が全体のほぼ8割を占めておる状況から、収入の増加というのものなかなか厳しいというふうに考えております。

こうした状況から、指定管理者制度を導入する場合には、委託先の利益も考慮いたしますと、現状の歳出予算額以上の指定管理料が必要ではないかと考えております。こうしたことから、現状では指定管理者制度の導入は難しいものと考えております。

近隣の同様の施設を確認しましたところ、ほとんどが直営でありまして、指定管理者に委託しております場合でも、市が出資している財団への委託というのが現状でございます。

以上でございます。

スポーツ課長（一安直人君）　　体育館を含めまして体育施設は、市民の体育の振興と健康の増進を図ることを目的として設置をしております。現在の施設運営は、施設を安心・安全に利用できる状態に保つことはもちろん、生涯スポーツの振興、競技力の向上などスポーツの推進全体にかかわる業務を担っているものと考えております。指定管理者による包括的な管理となりますと、過剰なコスト削減や利潤追求などによるサービスの低下のおそれが懸念されることから、現時点での導入は考えておりません。

以上でございます。

委員長（西村慎次郎君）　　2点目の質問のASUWAの関係。

芳井支所長（岡田光雄君）　　ASUWAの成果配分についてでございますが、ASUWAと指定管理者の協定を交わしておりまして、その協定書によりまして年間の会費収入が計画されております超過額の設定基準額を超えた際に、その超えた額の20%を市に納めるというような仕組みになっております。

以上です。

委員長（西村慎次郎君） もう一点。

総務部次長（佐藤和也君） 成果連動型といったような新しい制度につきましてのご質問でございますけども。市の公共施設につきましては、収益が上がるような施設が少ないということで、今すぐにこうしたものを導入することは難しいものと考えておりますけども、国等の動向につきまして注視しながら、今後も研究はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員（三輪順治君） お答えいただきましたが、私は指定管理制度が設けられた背景、目的は、もう皆様方よくご存じのとおり、総務部次長が冒頭におっしゃいましたように、効果的なあるいは効率的な行政サービスを上げていくような形で民間にその施設の管理を委ねると。ですから、今ご説明ありましたこともよくわかりますが、時代はどんどん変わりようりますし、いつの時代になっても人の問題、お金の問題それから財産管理の問題がついて回ります。ですから、今はそうでしょうけども、ひとつまた時期が来たら、今回の借楽園と同じように指定管理、もしくは同じような手法でPFIを含めて市民会館の建て替えももう視野に入るかわかりませんが、ひとつそういう柔軟な対応をしていていただきたいというふうに思っております。

これは、現在のお考えがよくわかりましたので、直ちには言いませんけれども、指定管理の自治法に盛り込まれた趣旨をよく解して、もうからんから、サービスが落ちるから、というふうな緩慢なあれじゃなくて、ほんまの市民サービスや広域的、市長がおっしゃる交流人口をふやしていくときの視点というのもどんどん変わってきょうりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これはこれで。

2点目のASUWAの件ですが、超えた額の20%を配分金、協定において成果配分するということですが。そうすると想定されておった額というのは、この20万円が20%に当たるということになれば、逆算すりゃ100万円程度を想定しとったということによろしいんでしょうか。これは確認の意味でお尋ねをいたします。

そうすると、100万円ですから、もともとの想定額全体を教えてくださいませんか。そうすると、年間利用者数が出てくると思ひますので、それを教えてください。

それから、3点目にお聞きしました新しい手法は、今、総務部次長のほうで丁寧にお答えになりましたので、ひとつその視野で、引き続きこれからの厳しい時代に考え等を導入していただきたいと思ひます。

先ほど担当部課のほうから、例えば美術館のことも言われましたけれども、いろんな時代が変わった中で市長の考えもあるでしょうし、それから施設管理の考え方もあるでしょうけ

れども、越えていくというような考え方も必要であろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、引き続きご研究、ご検討をお願いします。

じゃ、1点だけ、ASUWAの件をお願いいたします。

芳井支所長（岡田光雄君） 平成29年度について申し上げますと、ASUWAのほうが表示しておりました年度計画額が7,623万9,500円でございます、これに対して実際の会費収入は、税を除いて計算しますと7,727万8,500円ということで、差し引きが103万9,000円、これの20%が20万7,800円でございます。

以上です。

委員（三輪順治君） 20%を議論したらもう切りがないんで言いませんが。先ほど妹尾委員がご質問されましたように、やればやるだけ業者が喜ぶような仕組みを導入していただいて、7,000万円がいいのかどうかわかりませんが、多角的な経営を含めて、例えば体育館も、これは私の私見ですが、いろんな意味でコナミのいいノウハウを関連施設にも及ばせていけば、健康寿命を延伸するという点においては、現在の体育館の諸機能も生かせるかもしれません。広い視野でいろんな角度からご検討をお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

委員（佐藤 豊君） 先ほど市民体育館のことについて説明がございました。指定管理という方向性の考えがないように承ったんですけど、現状での維持費、それから年間利用料等々ほどの程度のものになっておりますでしょうか。

スポーツ課長（一安直人君） 済いません。ちょっと資料を確認しますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

まず、平成29年度の報告をさせていただきますと、歳入では201万9,600円、歳出では、修繕とか建物の保険代とかは除かせていただいて、社会保険料で108万1,000円、約で答えさせていただきます、賃金で360万1,000円、それらの手当の部分が87万2,000円、需用費で、光熱水費で90万円、委託、清掃とか、それから保守点検の関係含めまして476万6,000円で、合計で約1,122万円です。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 年間1,120万円の維持費、経費、それプラスあるようですけれども。今の利用者数で考えたときに、そうした負担に見合った利用者数が年々ふえているのか、年々減っているのか。利用者をふやすため、指定管理に出さないならば、市のほうで利用者をふやしていくという考えも一つあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういった利用者増に対する捉え方というのは、どのような捉え方をお持ちでしょうか。

スポーツ課長（一安直人君） 利用件数は比較的伸びている状況ではあります。ただ、ス

ポーツ少年団とかの施設利用はいただいていない状況がございまして、その基礎の部分で底上げすることによって、継続して体育施設を利用していただける状況をつくっていくことを考えております。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 指定管理のことからちょっと離れて申しわけないんですけども。今、体育館利用者の皆さんの声として、設備は十分であるというふうな認識の声を多く聞かれるのか、もうちょっと改善してほしいとかといったような声を聞く場合があるのか、その点だけ教えてください。

スポーツ課長（一安直人君） 特に施設のことで、この施設をこうしてほしいとかという要望は聞いてないんですが、夏場の暑いときにはやっぱり涼しくしてほしいとかという声はございます。

以上です。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（山下憲雄君） ちょっといろいろ、たくさん施設があるから一つ一つがどうこうというのはなかなか難しいんですが。今お話を伺いますと、体育館の例ですと、収支バランスでは非常によくはないわけですけども、だから利益を上げるなんて、そもそも思っていないようなことに市としてはなっておると思うんですが。ここには相当のコストがかかるわけですし、運用上全てに。だから、いいところもあれば悪いところも、いろんなばらつきがあると思いますが。民間に出して、その利用率を上げたり、市民のサービスがプラスになって、あるいはその設備のもと本来の有用性というんですか、が高まって、これが目指すところだと思っんです。そうすると、それによって市の職員の、例えば100人要するところが、もうそれは不要で本来の仕事に専念できるとかといったようなプラス・マイナスがあって、指定管理者制度というのは有用に生きていくんじゃないかなとは思っていますので、本来財源が厳しくなっていく中で、その見直しというのはそれぞれしていかないと、先ほどの話、それぞれの所管部署が展望というのを持って、しっかりとこの一つ一つを、ある程度収支バランスというのを考える。至っては、使用料の見直しといったようなことも視野に入れないと行き詰まることになるんじゃないかと思っておりますので、その辺の意見をちょっと申し上げておきたいと思っております。

以上です。

質問はないです。

あるとすれば使用料とか、その辺のバランスを見直す展望というのはないんでしょうか。

総務部長（渡邊聡司君） 使用料の見直しでございますけど、原則的に行政改革の推進の

一環として使用料、手数料の見直しというのも3年置きにやっております。これらにおきましては、やはりおっしゃられたように、かかる経費それから収入のバランスというのを見てまいりますけれど、しかしながら公共施設というのは、そういった収益性のみならず、利用者の利用率を高めていく、あるいは体育施設であるならば健康増進、そういった面を市費を投じてでもやっていくという必要性もあろうかと思えます。

そういったことを見ながら、利用料を設定しておりますが。また、単に市内のことだけでなくして近隣市町の類似施設、そういったところの利用形態がどうあるのかということも非常に重要かと思えます。他市のほうが非常に安価であれば、他市の施設を利用しに行くということも考えられますし、また逆にある程度統一的な利用料の設定等も必要だと思っておりますので、そのあたりのことも十分視野に置きながら検討しておりますので、先ほどおっしゃっていただいた市が目指す本来のあるべき維持管理の姿というのも追求しながら、検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

委員（山下憲雄君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくご検討、お願いいたします。

〈なし〉

委員長（西村慎次郎君） ないようでございますので、ここで所管事務調査事項は終了し、ここで執行部の方にはご退席願いたいと思っておりますが、何かございましたらお願いします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（猪原慎太郎君） 皆様方に一言お礼申し上げます。

本日は、いろいろと慎重に終始ご審議をいただきまして、なおかつ適切なご決定を賜りまして、まことにありがとうございました。今議会を通じまして、皆さん方からいただいております貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の市政に反映をしていきたいというふうに思っております。

明後日からそれこそ予算決算委員会、新年度予算の審議の場がございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

委員長（西村慎次郎君） 執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

委員長（西村慎次郎君） 休憩前の委員会におきまして所管事務調査事項、執行部との質疑は終わりましたが、委員間での協議につきまして、引き続き行いたいと思いますが、質問事項についての説明を受けたところですが、皆様のご意見を求めます。

委員間での討議また意見がございましたらお願いいたします。

〈なし〉

委員長（西村慎次郎君） では、今後の所管事務調査のこの件の進め方について、委員の皆様にご協議いただきたいと思います。

委員（三輪順治君） 新年度予算で、あさってから本格的な議論が始まるんですけども、偕楽園の指定管理者制度の条例改正に伴うて、まだ具体的ではありませんが、そういう条例が一応担当委員会では可決されたというふうに聞いておりますので、それを前提にこの指定管理もしくは新しい手法を含めて、今の執行部のほうも柔軟な対応をしていきたいということ、執行部の上層部のほう言われておるんで、私はもうこの関係については、今後5年先含めて、いい展望を持っていただければというふうに思ってますので、きょうは一定の考え方を聞いたので、私はよかったと思います。

以上です。

委員長（西村慎次郎君） 継続調査か今回の本委員会でこの件に関しては終了ということ、どちらかということなんですが。先ほど三輪委員が言ったように、一定の回答はいただけたということで、本委員会での所管事務調査については終了ということでもよろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 1点、利用状況、指定管理状況については、各所管の担当課に報告しているということですが、総務文教委員会としては、所管委員会のほかのところでの報告でありますので、その辺の把握ができないというのは現実的にあると思うんです。ですから、具体的には指定管理を出している。その中でスムーズに指定管理が行われているのか、またさまざまな課題があるのかといったこともある程度の期間は検証して行って、最善の指定管理者にきちっとした管理をしていただく、また運営をしていただくということも、やっぱ見る視点を持っていかないといけないのではないかという思いは持ちます。

そういった意味で今後、皆様方のそれぞれのお考えがあると思いますが、私としては指定管理ということについて所管事務調査でもう一年ほどか半年ほど続けて、所管事務調査とすべきではないかというふうに、私としては今のところ考えております。

以上です。

委員長（西村慎次郎君） 継続してみてもということであるんですが、委員会の改選が5月にありますので、次期委員への引き継ぎを進めていくかどうか。

委員（三輪順治君） 今、佐藤委員がおっしゃった視点は大切なことで、やっぱり物事をやるときにはその中身の点検、事業評価なりあるいは問題点を把握し、次へ生かしていかなければいけないということでは、検証していかなければいけないというのはいいと思う。

ですから、私は予算決算委員会が11月に予定されますので、各部署の指定管理における課題、問題点あるいは指定期間のこともあるでしょう。それは次の場に委ねて、総務文教委員会では一応の考え方をお聞きしたので、とりあえずはもうここでしといて、次の舞台は当然議長から市長あてにそういう資料の要求ももし出れば、皆さんと協議をいただいた後やろうということになるのであれば、そういうものを出してもらって集中討議をやっていくと、これは全協になるかわかりませんが、それをやっていくと。そういうふうに私は思っていますが、よろしければそういう方向でお願いしたいと思います。

委員長（西村慎次郎君） ほかの方のご意見、いかがでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 先ほど、私の意見は意見として言わせていただきましたけれども、皆様方のご意見として今回でもう終わって、今、三輪委員のほうからの点があったことは、そうすればというような皆様のご意見がまとまれば、私の先ほどの意見は取り下げたいというふうに思っています。

委員（妹尾文彦君） 私も、今回23件指定管理業者について出てきたんですけど、一件一件総務文教の所管じゃないところもありますけれども、どのようにモニタリングをしているのかとか、先ほど言いましたけど、インセンティブをどういうふうに考えているのかとかというのを検証したり、今後こうしたらいんじゃないかというのが思いはあるんですけども、このたびの所管事務調査はこれで一旦終わってもいいのかなというふうに思います。

委員長（西村慎次郎君） そのほかご意見ございますか。

副委員長（宮地俊則君） 総務文教委員会の所管事務ということですから、指定管理者制度の契約、やはり考え方というものが一番基本になるんじゃないかなと思います。今後見守っていくという必要は当然のこととしてあろうかと思えますけども、それぞれその施設には所管という担当委員会というのがあるわけですから、個々についてはやはりそちらに委ねるべきだろうというふうに思います。

先ほど三輪委員が言われたように、制度としての考え方というものは、きょうある程度聞けたかなとも思いますので、これ以上、じゃ何聞くかとなると当然個々の施設についての話になろうかと思えますので、それはちょっと総務文教委員会としてはいかがなものかなとい

うふうにも思いますので、一応今回のこの調査事項については打ち切るべきではないかなというふうに思います。

以上。

〈なし〉

委員長（西村慎次郎君） それでは、佐藤委員からは継続調査をしてはどうかというようなご意見もありましたが、おおむね今回の所管事務調査事項としては一旦ここで終了ということのご意見のほうが多いということで、このことにつきましては本委員会で終了するということに決めさせていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（西村慎次郎君） ないようでございますので、本件については本委員会で終了することに決定いたします。

以上で所管事務調査については終わります。

〈その他〉

〈政策提言書の提出について確認〉

〈議長あいさつ〉

委員長（西村慎次郎君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。